（様式１２）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人の県民税及び法人の事業税減免計算書 | 事業年度 | ・　 ・・　 ・ | 法人名 |  |
| １.災害による減免の額の計算 |
| 税目 | 税額① | 控除額② | 納付すべき税額（①-②）③ |
| 法人の県民税（法人税割） | 円 | 円 | 円(1) |
| 法人の事業税 | 円 | 円 | 円(2) |
| 減免申請額 | 法人の県民税（法人税割） | (1)×10/100＝ | 円(3) |
| 法人の事業税 | (2)×10/100＝ | 円(4) |
| 差引税額 | 法人の県民税（法人税割） | (1)-(3)＝ | 円(5) |
| 法人の事業税 | (2)-(4)＝ | 円(6) |
| ２.災害により生じた損失の額の計算 |
| 災害減免の基準に該当した事業年度 | * ・　　から　　　・　　・　　まで
 |
| 災害を受けた資産の別 | 棚卸資産④ | 固定資産⑤ | 計（④+⑤）⑥ |
| 災害により生じた損失の額 | 円 | 円 | 円(7) |
| 保険金等の額 |  | 円(8) |
| 差引災害により生じた損失の額（(7)-(8)） | 円(9) |
| ３.事業年度の期首現在における資本金の額又は出資金の額等 |
| 資本金の額又は出資金の額（300万円以上の法人に限る） | 円(10) |
| 上記以外の法人 | 貸借対照表の総資産の帳簿価額 | 円(11) | 貸借対照表の総負債の帳簿価額 | 円(12) |
| 計（(11)-(12)又は300万円） | 円(13) |
| 資本金の額又は出資金の額等の1/2の額（(10)又は(13)）×1/2（円未満切り捨て） | 円(14) |

記載上の注意

１　「税額①」欄、「控除額②」欄及び「納付すべき税額（①-②）③」欄は、島根県に係る額を記入してください。

２　「税額①」欄は、地方税法施行規則第6号様式の次の欄に対応する額を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 税目 | 税額① |
| 法人の県民税（法人税割） | 申告書の(1４)+(1６) |
| 法人の事業税 | 申告書の(4４)+(4６) |

３　「控除額②」欄は、特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例等の規定により課税免除等された額を記入してください。

４　「減免申請額」の計算において百円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げてください。

５　災害減免の基準に該当した事業年度（以下「災害事業年度」という。）の確定申告時には減免要件を満たしていたが、後日、修正申告又は更正等により減免要件を満たさなくなった場合には、減免決定を取り消すことになります。

６　「棚卸資産④」欄及び「固定資産⑤」欄は、災害により受けた損失の金額で法人税法上損金の額に算入されている金額を記入してください。

７　「保険金等の額」欄は、災害による損失に係る保険金、損害賠償金、補助金その他これに類するものを記入してください。

８　「資本金の額又は出資金の額」欄は、災害事業年度の期首現在の資本金の額又は出資金の額を記入してください。ただし、次の法人については、「上記以外の法人」の各欄に記入してください。

　　・資本金の額又は出資金の額が300万円未満のもの

　　・資本又は出資を有しないもの

　　・地方税法第24条第6項において法人とみなされるもの

９　「上記以外の法人」の各欄は、災害事業年度期首における貸借対照表に計上されている額を記入してください。なお、総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した金額が３００万円未満の場合は３００万円になります。

10　添付書類

　　・法人税法施行規則別表四・五（一）

　　・損益計算書（前期及び当期）

　　・貸借対照表（前期及び当期）

　　・その他必要と認める書類